

会 議 録

会議の名称	第26回 西東京市都市計画審議会
開催日時	平成20年11月26日（木曜） 午前10時00分から午後12時20分まで
開催場所	保谷庁舎 防災センター6階 講座室2
出席者	【委員】新井委員、安斉委員、大友委員、大西委員、小西委員、佐々木委員、塩月委員、鈴木委員、須藤委員、藤江委員、宮崎委員、森委員、山崎委員、吉岡委員 【西東京市】坂口市長、坂口都市整備部長、宮寺都市計画課長、三浦主幹、松本課長補佐、中野副主幹、長塚主査、稲船主事
議題	1 議案第1号：まちづくり交付金事後評価について（諮問） 2 議案第2号：西東京都市計画生産緑地の変更について（付議） 3 報告事項1：ひばりヶ丘駅北口地区のまちづくりについて 2：東京大学田無キャンパス整備について 3：絶対高さを定める高度地区の指定について
会議資料の名称	資料1：まちづくり交付金事後評価について 資料2：西東京都市計画生産緑地の変更について 資料3：報告事項1：ひばりヶ丘駅北口地区のまちづくりについて 2：東京大学田無キャンパス整備について 3：絶対高さを定める高度地区の指定について
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>傍聴希望者入場・・・傍聴者 なし</p> <p>坂口部長：開会の挨拶</p> <p>坂口市長：挨拶</p> <p>坂口市長：議案の提出 議案第1号：まちづくり交付金事後評価について（諮問） 議案第2号：西東京都市計画生産緑地の変更について（付議）</p> <p>（公務のため市長退席）</p> <p>坂口部長：会議資料の確認</p> <p>大西会長：開会宣言 西東京市都市計画審議会条例に規定する定足数を満たしていることを報告する。 本日は従来どおりの手続きに基づき、傍聴および会議録の公開について各委員に意見を諮る。（全会一致で傍聴および会議録を公開とする。）</p>	

大西会長：それでは、議事に入る。

本日は「議案第1号まちづくり交付金事後評価について（諮問）」及び「議案第2号西東京都市計画生産緑地の変更について（付議）」の2件が議案としてある。

それでは、事務局から説明をお願いします。

宮寺都市計画課長：「議案第1号まちづくり交付金事後評価について（諮問）」について「資料1」に沿って説明する。

大西会長：事務局から説明のあった、議案第1号まちづくり交付金事後評価について、事後評価の経緯及び都市計画の目標達成の状況等の結果について妥当かどうか、また、今後のまちづくり方策の内容が妥当かどうかについて、質問、意見はあるか。

大西会長：都市再生整備計画に記載されている、目標を定量化する指標により評価を行っていると思うが、第3回変更ということは、当初の指標を変更したのか。

宮寺都市計画課長：指標については当初から変更していない。

佐々木委員：まちづくり交付金の事後評価が突然都市計画審議会に出されて戸惑っている。田無駅南口地区の他に、現在まちづくり交付金で行っている事業がわかる資料をいただきたい。今後のまちづくりという観点から言えば、田無駅南口駅前広場が、第三次事業化計画路線に位置づけられており、これを早期に整備することが、田無駅南口地区のさらなる活性化につながると考えるが、いかがか。

宮寺都市計画課長：現在、田無駅南口地区の他にまちづくり交付金を受けている事業は、保谷駅南口地区の再開業事業等で、平成21年度が最終年度となる。この地区についても、来年度、事後評価を行う予定である。この地区の説明については、次回以降の審議会の機会に説明を行いたい。また、今回は、まちづくり交付金の事後評価自体が初めてであったが、審議会に対する事前説明が出来なかった点はお詫びする。

2点目の南口駅前広場の整備については、第三次事業化計画路線に位置づけられている路線であり、将来的には整備を行って行きたいと考えている。

安齊委員：今回、初めて資料をいただいたが、第3回変更となっている。1、2回の変更の経過についてお聞かせ願いたい。

評価については市民の声ではなく、担当の評価との説明があった。今後の施策が妥当かどうかの評価をしなくてはならない。まちづくりの目標を市民の意見を集めないで行なっているが、そのことはどのように捉えるのか。

目標を設定している事業が、3事業となっている。評価の指標に掲げられていないカラー舗装・インターロッキング舗装は交付金の対象なのか。対象ならば評価はしなくてよいのか。

宮寺都市計画課長：変更した箇所は、様式2-1に記載の当初計画からインターロッキング舗装整備事業などを削除した点と、新たに市民協働推進センター等を追加した点、それから、交付期間を3年から5年に変更した点である。

市民の意見については、今回、事後評価案について市のホームページで公表し、市民意見を募った。まちづくり交付金だけで意向調査を行うことは困難だが、今後は、市民意

識調査等の既存調査結果を利用するなど検討したい。

カラー舗装については、交付金対象事業だが、今回の評価は、5年間に渡って実施したまちづくり全体の評価としている。

安斉委員：今後のまちづくりの方策の公表段階で市民意見を募ったということだが、市が総合計画を策定した時の市民意識調査を参考にして案を作成したのか。

宮寺都市計画課長：市民意識調査を直接利用していないが、今後のまちづくり方策を検討する際に、庁内検討委員会を設置し、関連部署を集め間接的な形で各方面からの意見を取り入れた。

宮崎委員：田無駅南口地区の活性化に役立つということで、市民協働推進センター設立の際の検討委員としてかかわってきた。まちづくりの方策の中に、地域コミュニティセンターの名称は出ているが、市民協働推進センターの名称が入っていない。庁内検討委員会を行ったとあるが、その中で市民協働推進センターの話は出なかったのか。

宮寺都市計画課長：具体的な名称は出なかった。まちづくりの方策では、田無駅南口地区全体で考えており、地区の中で核となる施設の名称を記述した。市民協働推進センターが重要でないということではない。

鈴木委員：会長からも話があったように、事前の説明がないところから、突然事後評価をお願いされてもなかなか難しい。まちづくり交付金の事務局は都市計画課なのか。都市計画審議会で諮るのは、まちづくり交付金の事後評価の部分だけかという点を確認させていただきたい。まちづくり交付金の概要にある、P（計画）・D（実施）・C（評価）・A（改善）のどの部分にかかわるのか。

宮寺都市計画課長：まちづくり交付金は都市計画課で担当している。国の新しい制度であり、事後評価の実施方法が最近になって決まったこともあり、事前説明が十分出来なかった点についてはお詫びする。

国土交通省の要綱では、事後評価については、新たな評価委員会を設置する方法や都市計画審議会などの既存組織を活用する方法が示されている。本市では都市計画審議会に諮ることとした。

今後については、事前に十分説明を行いたいと考えている。

鈴木委員：都市計画審議会が事後評価を行うのであれば、計画策定の時点でもかかわるなど、トータルで考えないと中途半端になってしまう気がするが、いかがか。

宮寺都市計画課長：今後、新たにまちづくり交付金を活用する場合、計画段階、実施段階においても、事前に都市計画審議会に報告し、意見を伺うなどの対応させていただきたいと考えている。

大西会長：都市再生整備計画の中に都市計画に関するものが入っていれば、当然、都市計画審議会で扱うことになる。一般的には、行政が第一義的に行政計画として都市再生整備計画を定めるものであるが、その内容が都市計画審議会に報告され、意見を求められれば、意見を述べることは可能と考える。

保谷駅南口地区は、それに準じた扱いとなるよう検討願いたい。

大友委員：本日この資料を渡され、この場で事後評価を行なうのは、ボリュームが多く厳しい。国土交通省に結果を報告しなければならないとのことだが、タイムスケジュールとして、本日意見をまとめないと間に合わないのか。

今回行う事後評価結果により、交付金額に影響がでるのか。

事後評価シートに、インターロッキング舗装等が地元との調整がつかずに削除されたところがあるが、これらの事業を削除した結果、市民協働推進センターと多文化共生センターを追加できたのか。

先ほど宮崎委員も言われたように、市民協働推進センターをまちづくりの方策の中に明文化することは出来ないか。また、多文化共生センターについても同様に考えるがいかがか。

宮寺都市計画課長：事後評価案については、事前に国と調整しており、事後評価の結果による今後のまちづくり交付金への影響はない。

新井委員：目標が未達成の場合、罰則はあるのか。

大西会長：先ほどの大友委員の質問「二つのセンターについて、明文化できるか」とあわせて回答願う。

宮寺都市計画課長：明文化するという意見でまとめれば、まちづくり方策の中に加えることは可能である。目標が未達成の場合に罰則があるとは聞いていない。

山崎委員：交付金の概要にある、事後評価については、PDCAサイクルの、C（評価）の部分ですとの説明であるが、まちづくり交付金の概要にはC（評価）の後にA（改善）があり、またP（計画）の実施とある。今回の事後評価を行い、この計画は終わりなのかを確認したい。

宮寺都市計画課長：同じ地区で、再度まちづくり交付金の交付を受けることは難しいと考える。

今回の事後評価については、今後のまちづくりという観点から、その他の補助事業等を取り入れながら、まちづくりを行っていく際の方針として活かしたいと考えている。

山崎委員：事後評価を都市計画審議会で扱うという位置付けであれば、都市計画審議会としての意見を、まちづくりの方策の中にもう少し取り入れるようなことをしないと物足りないと考える。

都市再生整備計画に記載されている課題とまちの課題の変化の整合性が無いように思える。ホームページのアクセス件数が増えることが、南口地区の活性化にどうつながるのか。また、この事業評価で終わりということであれば、平成22年5月にフォローアップする意味がよくわからない。

今後、この事後評価がこの地域の指標となるのか。それとも、これで終結ということによいのか。

宮寺都市計画課長：まちづくり交付金の制度上、今回の事業に対しては、この事後評価

で終わりとなる。

森委員：フォローアップが予定されているが、今回これで終わりということになると、数値の点検をすることができない、この数値のとらえ方で評価が変わってくると思う。評価については、不十分なのではないか。

小売業の販売数値については、平成20年度は少し下がるのではないか。平成21年度に再評価するとさらに下がる可能性もある。その点は問題にならないのか。

地域交流センターの利用件数について、平成18年度は11ヶ月とあるが、数値のとらえ方に問題はないのか伺いたい。

宮寺都市計画課長：地域交流センターの利用者数は、1ヶ月単位で算出している。指標は数字で算出するが、指標の設定の仕方が難しいものがある。指標を明確にするため、数字で算出しているが、これで十分だとは考えていない。

フォローアップについては、制度上、事業はこれで終了するが、事後評価については、今後のまちづくりにおいて、将来的に活用したいと考えている。

森委員：地域交流センターについては了解したが、施設の特異性から考えると指数が頭打ちになるのではないか。それを考えると、設定している指数が高いように感じる。PDCAサイクルを導入していると概要にあるが、A（改善）以降は、各自治体が勝手にやってくださいということなのか。事後評価を行うだけで、これまでの補助金とあまり変わらない印象を受ける。この結果をどこで点検して、交付金が有効であったか確認するのか。今後の当地区の事業につなげていかなければ、事後評価する意味合いが薄れてしまう。

このあたりをどのように考えているのか、お聞かせ願いたい

宮寺都市計画課長：この地区のまちづくり交付金事業はこれで終了するが、今後のまちづくり全体の調整等については、事後評価結果を活かしていきたい。

吉岡委員：これだけの評価ではよく分からない。小売業における商業の活性化を目標に掲げているようだが、西東京市の一部だけではなく、近隣市と連携して、西東京市全体の商業の活性化を考えていただきたい。

宮寺都市計画課長：まちづくり交付金の制度は、一定の地区を対象としてどのようにまちづくりをすすめていくかという制度であるため、他市との連携はこの制度では難しいと考える。

大西会長：今まで出された委員の意見を整理する。

事後評価だけでは、都市計画審議会として十分にその責任を果たせない。

このまちづくり交付金がかかわる事業の中に、都市計画審議会がどのような役割を果たすか、そのあたりを整理すること。次回からよろしくお願いたい。

国土交通省の指導の下、交付金をもらうためだけに評価事項を扱うという消極的な考え方もあるが、もう少し積極的に、まちづくり交付金を活用し、まちをよくしていこうということで、市としてもっと主体的に取り組むということが必要ではないか。

今回の事業では、商店街の活性化を位置づけており、全体として活性化をどのように受け止めるのか、という仕組みを考えなければならない。

この事業が終わってしまうと、過去の事業になってしまうため、市としての受け止め方をぜひ考えて欲しい。国土交通省としては、まちづくり交付金により単発的に事業を行うのではなく、ある地区についてロングスパンでまちづくりを考えるきっかけになって欲しいと考えており、その精神を西東京市としてもよく汲んで考えていただきたい。個々の評価についても、意見があったとおり、二つのセンターの名称についてまちづくりの方策に入れるよう考えていただきたい。

ホームページのアクセス件数は減少傾向にあり、平成19年は過去3ヵ年と比べて低い数値となっている。この点は、どこかで更新をかけないといけない。また、フォローアップも検討すべきではないかと考える。

商店街の活性化が今回の目標として掲げられているが、この事業で年間販売額を増やすことは大変だと思う。しかし、それが目標なのでそれに結びつくような事業が、今後必要になると思う。

地域交流センターについては、かなりの利用者があり、実績の上がった事業であると思われる。

評価の仕方等については、委員の意見を考慮してまとめたものを作成願いたい。

坂口都市整備部長：貴重なご意見ありがとうございます。まちづくり交付金という新しい制度であり、事後評価方法について最近まで明確に定まっていなかったこともあり、事前の説明がされないまま、本日に至ったことについては、改めてお詫び申し上げます。次回以降については、丁寧な説明をさせていただきたいと考えている。

今回、田無駅南口地区のまちづくり交付金事業が終わるわけだが、その後に受け止める施策等も今後検討させていただきたい。

ホームページのアクセス件数の減少については、今後、関係部署と調整を図りたい。今回の事後評価の中で、二つの施設の名称の記述と南口駅前広場についてご意見をいただいたので、ご了解をいただければ、まちづくりの方策の中で、多文化共生センターと市民協働推進センターという言葉を入れた形で連携を図っていくこととし、地区内を安全安心に回遊できるよう、歩車道分離など道路整備の事業化の部分に、南口駅前広場という言葉を入れて、まちづくりの方策としてまとめさせていただきたい。

大西会長：追加の意見がなければ、今、都市整備部長から提案のあった修正が施されることを前提として、採決に移りたい。

藤江委員：いろいろな意見が出て、その意見を、今、会長にまとめていただいたが、答申書に「妥当である」の1行だけではなく、付属文章を付けておかないと、これまで行った1時間半の論議が、修正した評価書が国土交通省に提出されるだけのことになってしまう。

私の感想としては、なぜ、まちづくり交付金の事後評価を、都市計画審議会で行なうのかわからない。新たに委員を集めるのが厳しいというのであれば、一度、都市計画審議会を閉じて、同じメンバーで事後評価委員会を開催する方法もある。都市計画審議会では評価するということだから悩んでおり、国の補助金のPDCAサイクルに巻き込まれるのは本来おかしいと思う。会長も、ちょっと違うのではないかと考えられているのではないかと。評価書については、これからまだ国との調整もあり、修正等もあると思う。都市計画審議会の権威をもう少し考えていただきたい。

大西会長：藤江委員のご発言について、都市計画審議会では、都市計画決定事項だけで

なく、既決定事項に対して意見を述べるということも行っており、私は都市計画審議会の役割をもう少し幅広く考えている。

今いただいた意見も含めて、まちづくり交付金の事後評価を、都市計画審議会とどのように関係付けるかを、事務局に整理していただきたい。都市計画審議会を一度閉じて、再度行う方法とか、都市計画審議会の中の所掌事務として行なうのか、設置規定等も整理していただきたい。国土交通省が都市計画審議会を活用できるということであれば、法解釈上そのようなことも有り得ると考えられる。

今、まとめたことと都市整備部長の発言が、評価書に反映され、その他の意見については議事録に残り、今後のまちづくりに活かされると考える。修正の案については、後ほど調整させていただく。

大西会長：ほかに意見がなければ、採決に移りたい。

議案第1号「まちづくり交付金事後評価について（諮問）」について、一部修正はあるが妥当と認める方の挙手を願う。（挙手全員）

挙手全員と認め、本案は、一部修正はあるが、妥当と認める。

大西会長：次に、議案第2号「西東京都市計画生産緑地地区の変更について」の議事である。

それでは、事務局から説明をお願いします。

宮寺都市計画課長：議案第2号、西東京都市計画生産緑地地区の変更について「資料2」に沿って説明する。

宮寺都市計画課長：生産緑地の変更については、都市計画審議会の開催ごとに、生産緑地法の行為制限が解除された箇所の報告をさせていただき、変更の手続については、これまで通り1年に1回とさせていただく。

大西会長：事務局から説明のあった、議案第2号、西東京都市計画生産緑地地区の変更について、何か質問、意見はあるか。

鈴木議員：指定地区番号113番と158番の場所が明確でない。確認をさせていただきたい。

宮寺都市計画課長：指定している範囲が広いのでわかりにくいですが、資料の図面の黒く塗りつぶしたところが、削除の部分である。

宮崎委員：今回、市で公園として買い取られた箇所はどこかお聞かせ願いたい。

宮寺都市計画課長：指定地区番号190番と330番である。190番の芝久保町三丁目については、今回削除する3,650平方メートルの一部、約2,600平方メートルを公園として買収予定と聞いている。また、330番の向台町三丁目については、都市計画道路予定地として市で買収した。

森委員：今回の変更は、平成20年4月以前に行為制限が解除されたものということで良い

のか確認させていただきたい。

先ほどの説明で、330番の解除理由が主たる従事者の故障とあったが、資料では、死亡となっている。どちらなのか確認させていただきたい。

宮寺都市計画課長：変更については、そのとおりである。

資料のとおり、従事者の死亡によるものである。説明を訂正させていただく。

大西会長：資料について、審議に必要な情報をもう少し詳しく書いてほしい。

宮寺都市計画課長：生産緑地地区の変更案については、様式が定められているため、これとは別にわかりやすい参考資料を作成するよう検討する。

大西会長：総括図と資料に、通し番号を入れてほしい。

大西会長：他に質問はあるか。

大西会長：他に意見がなければ採決に入る。

議案第2号「西東京都市計画生産緑地地区の変更」について、賛成の方は挙手を願う。

（挙手全員）

挙手全員と認め、本案は原案通り決定する。

（大西会長から市長（代理：都市整備部長）へ、議案第1号及び第2号について答申を行なう。）

大西会長：次に報告事項について事務局の説明を求める。

宮寺都市計画課長：「資料3」に沿って以下3件の説明を行う。

- 1: ひばりヶ丘駅北口地区のまちづくりについて
- 2: 東京大学田無キャンパス整備について
- 3: 絶対高さを定める高度地区の指定について

大西会長：報告事項について意見があるか。

佐々木委員：高さの制限は全体的に行なうのか。考え方をお聞かせ願いたい。

宮寺都市計画課長：基本的には、市全体で考えている。

佐々木委員：高さの制限を行なうときには、建ぺい率や容積率の見直しを含めて行なわなければならない、市民の理解が得られないと考える。

大西会長：かなり大きな問題であるが、近隣市でも実施していると思う。今の意見も踏まえ、今後、参考事例等も整理し用意してほしい。

塩月委員：市全体で高度を抑えるのはいかがなものか。高度を促進する地区と、抑制する地区を考える必要があると思う。市の発展を阻害するおそれがあると思う。

宮寺都市計画課長：高さの制限については、地区等の特性を考慮して行いたいと考えている。

大西会長：20歳から65歳までの市民を対象にアンケートをとったとの報告であったが、その理由をお聞かせ願いたい。

宮寺都市計画課長：経費の都合により、人にやさしいまちづくり条例の計画に関するアンケートに同封して行なったためである。

大西会長：高さの制限については、特に地権者の意見が大事であると思う。65歳以上の地権者もかなりたくさんいると思う。

塩月委員：たいへん重要な案件であり、私権を制限する問題であるので、きちんとした方法でアンケート調査を行なうべきではないか。

大西会長：パイロット調査としてならばいいと思うが、これを根拠にされては困る。

大西会長：他に意見はあるか。

(意見なし)

大西会長：以上で本日の日程は全て終了した。

西東京市都市計画審議会条例第8条に規定する議事録については、要旨録の作成を事務局に指示する。

これをもって第26回 西東京市都市計画審議会を閉会する。

以上